供託金とは

選挙に立候補する際、立候補者が地方法務局に預けるお金のこと。 当選する意思のない人が、売名目的で無責任に立候補するのを防ぐ 仕組みで公職選挙法で金額が決まっている。

選挙ごとの供託金額

m 健学区 300 万円

衆院・参院 比例区 600万円

都道府県知事 300万円

都道府県議 60万円

政令市長 240万円

政令市議 50 万円

市長 100 万円

市議 30 万円

町村長 50万円

町村議 15万円

供託金没収点

衆院選挙 小選挙区

有効投票総数の10分の1

参院選挙 選挙区

有効投票総数を議員定数で 割ったものの 10 分の 1 食べれるようにしたい から立候補しようかな

バナナを無料で

´そんなんじゃ 票数とれなくて供託金 . 没収されちゃうよ! ✓





都道府県知事 市長 政令市長 町村長 有効投票総数の10分の1

∕有名になってゴリゴリ チャンネルの登録者数 **\増えるから別にいいよ**

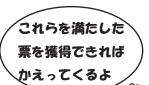
111111

都道府県議 市議 政令市議 町村議 有効投票総数を議員定数で

割ったものの 10 分の 1







供託金は没収され

ちゃうの?